

〔事案 28-349〕 新契約無効請求

・平成 29 年 8 月 14 日 裁定終了

<事案の概要>

申込書には自分で署名したことはないことなどを理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 3 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、損害賠償金を支払ってほしい。

- (1) 申込当日は一日、マラソン大会に向けてジム等に通って練習していたため、契約手続きをしたとされる実家には行っておらず、申込書に署名をしていない。
- (2) 本契約の解約については、その時点で元本割れをしていないのならということで、良く理解していないまま手続きをしてしまった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の申込書の筆跡は、解約請求書等の筆跡と同一である。
- (2) 申込時、申立人の運転免許証番号が確認されている。
- (3) 申込時に実家にいたとしても、その後自宅に帰り、自宅近くのジムでランニングすることは可能である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約の申込時の状況を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約の申込みは申立人本人が行った可能性が高いと考えられ、また申立人は本契約が有効であることを前提に、自らの意思で解約し、その解約返戻金を受領したものと考えられるため、契約が無効であるとの申立人の主張を認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。